平成 25 年 4 月 25 日改定

助成対象基準

助成対象者	助成対象事業及び助成金の範囲等			
	地域交流や地域福祉に関する事業	施設の修繕	備品の購入（５か年備品管理すること）	
（１） 社会福祉法人 （２） ＮＰＯ法人等 （無認可保育所等を含む）	20 万円以上 100 万円以下 ・ 地域住民との文化・レクレーション交流 ・ 地域住民と連携した社会福祉活動等に要する経費 ・ 住民啓発、福祉教育に要する経費	20 万円以上 250 万円以下 例示：入浴施設、トイレ、機能の回復訓練室等の改良等に要する経費、手すり、スロープ	助成率： 2/3 以内かつ 200 万円以内 助成対象： 送迎用及び福祉用車両（更新の場合は 8 年経過又は走行距離が 15 万 Km 以上） 助成率： 3/4 以内かつ 200 万円以内 助成対象： 送迎用及び福祉用車両（更新の場合は 8 年経過又は走行距離が 15 万 Km 以上）	20 万円以上 100 万円以下 ・ 入浴補助用具 ・ 介護用特殊寝台 ・ 車椅子 ・ 体位変換器 ・ リハビリ訓練機 ・ パソコン など
（３） ボランティア団体	20 万円以上 100 万円以下 ・ 介護・家事援護 ・ 外出時の援助 ・ 視聴覚障害者等の援助 ・ 社会福祉施設への演劇訪問 ・ 給食サービス など			20 万円以上 100 万円以下 点訳機 パソコン 給食配膳機 など

ただし、地域交流や地域福祉に関する事業、施設の修繕及び備品の購入に要する経費とする。（新設に要する経費は対象外とするが、備品についてはこの限りではない。）

参考資料：①法人全体の直前期決算及び今年度予算書の提出を求める。
②県、市町村、財団等からの助成金があれば、それも明らかになるよう資料を徴する。

助成対象者：（１）社会福祉法人（第１種社会福祉事業を行うもの、第２種社会福祉事業を行うもの）
（２）ＮＰＯ法人等（公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例社団法人、特例財団法人、特定非営利活動法人（社会福祉法第 69 条第１項の届出をしたもの））
（３）ボランティア団体（社会福祉事業に係る民間奉仕活動を行い、概ね１０名以上で構成され、１年以上の実績があるもの）

審査にあたっては、妥当性、緊急性、重要性の視点から点数化する。

妥当性：単にあったら良い程度ではなく、助成するに値するものかどうかを評価（事業自体が適切か）
緊急性：消防署、保健所等から安全性を指摘されたときなど、事が重大で急を要すことの度合いを評価
重要性：根本的に重大なこと。（やるべきことが何点かあるとすると、第一順位に位置づけられるもの）